

(5) 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校教諭の普通免許状を有する者が
特別支援学校教諭二種免許状を取得する方法

幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有する者が、特別支援学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合は、次の表に定めるところにより、在職年数を満たし、単位を修得しなければなりません。(別表第7)

在職年数及び単位数	最低在職年数	最低修得単位数						合計
		特別支援教育に関する科目						
		第一欄	第二欄				第三欄	
		特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育領域に関する科目				免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	
生心理及び障害のある幼児、児童又は生徒の心理、	程心及び障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程		生心理及び障害のある幼児、児童又は生徒の心理、	程心及び障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程	理心及び障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生	及び心に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程		
基礎資格		視覚又は聴覚		知的、肢体又は病弱				
幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有する者	3	1	2		1		1	6
			3					

備 考

- 1 最低在職年数とは、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を取得した後に、教員又は講師として良好な成績で勤務した年数である。
- 2 最低修得単位数は、基礎資格である普通免許状を取得した後に、大学の課程認定や認定講習等において修得するものとする。
- 3 第一欄の科目には、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。
- 4 第二欄の科目は、免許状に定められることとなる特別支援教育領域について、視覚障害者又は聴覚障害者を定める場合は2単位以上、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者を定める場合は1単位以上を修得しなければならない。
- 5 第三欄の単位について、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者並びにその他の障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項の以外の全ての事項（重複・LD等領域を含む。）を含むものとする。
- 6 第二欄及び第三欄の各特別支援教育領域の単位の修得方法に当たっては、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」及び「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」を含まなければならない。